

2018年7月9日

会員代表者各位

一般社団法人 日本経済団体連合会

会長 中西 宏 明

職場のハラスメント防止に向けたさらなる取り組み推進のお願い

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

職場におけるセクシュアルハラスメントにつきましては、男女雇用機会均等法において、事業主に対し防止措置が義務付けられ、同法の指針で講ずべき措置の内容が規定されております。日頃、同指針に基づいたお取り組みを実施されていることとは存じますが、昨今、企業の対応のあり方も含めてセクシュアルハラスメントが社会的問題となっていることから、改めて、下記の事項について自社の実施状況をご確認いただき、防止に向けた取り組みの推進をお願いする次第です。

併せて、セクシュアルハラスメント同様の防止措置が義務付けられている妊娠・出産等に関するハラスメント（男女雇用機会均等法で規定）、育児休業や介護休業等に関するハラスメント（育児・介護休業法で規定）、さらにはパワーハラスメントなど他のハラスメントの防止につきましても、一体的にお取り組みを進めて下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の指針に示されている 事業主が講ずべき措置の内容

- (1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (3) 事後の迅速かつ適切な対応
- (4) ハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置(*)
- (5) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための措置など、上記までの措置と併せて講ずべき措置

(*)妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業・介護休業等に関するハラスメントに関する措置内容に明記されている

[本件に関する連絡先]

経団連 労働法制本部

電 話：03 - 6741 - 0182（担当：釜野、布山）

以上